

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 5167万円

1 補助金の概要

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、校内LANの新設、更新等の事業に必要な経費に充てるために、国が地方公共団体に対して補助するものである。

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱等によれば、補助金の交付額は、校内LANの新設、更新等の事業に必要な経費の1/2とすることなどとされており、補助の対象となる学校の種類は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とされている。また、大型提示装置(テレビ等)の整備費用、保守費用、事業実施年度の翌年度以降(以下「後年度」)の期間分のライセンス費用等は補助の対象とならないこととされている。

2 検査の結果

5県の5市において、補助対象経費の算定に当たり、補助の対象となる学校の種類に該当しない施設における整備費用を含めていたり、補助の対象とならない大型提示装置の整備費用、保守費用又は後年度の期間分のライセンス費用を含めていたりなどしていたため、補助金計5167万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

<事例>

秋田県秋田市は、令和元、2両年度に、市内の公立の小学校、中学校等において、次世代型学校ICT環境整備(校内LAN工事等)業務委託(以下「校内LAN整備業務」)等4業務を計6億3372万円で実施し、6億1981万円を補助対象経費として、補助金3億0990万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、校内LAN整備業務において、補助の対象とならない無線アクセスポイント等の保守費用計793万円やフィルタリングソフト等の後年度の期間分のライセンス費用計1740万円の計2534万円を補助対象経費に含めていた。

したがって、補助の対象とならない上記の保守費用及び後年度の期間分のライセンス費用2534万円を除外するなどして適正な補助対象経費を算定すると5億9193万円となり、これに対する補助金の額は2億9596万円となることから、前記の補助金交付額3億0990万円との差額1394万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助対 象経費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
秋田県	秋田市	公立学校 情報通信 ネットワ ーク環境 施設整備	令和 元、2	6億1981万 円	3億0990万 円	2787万 円	1394万 円	保守費用及び後年 度の期間分のライ センス費用を補助 対象経費に含めて いたもの
山梨県	甲府市	同	元、2	4億3461万	2億1730万	2011万	1005万	補助の対象となる 学校の種類に該当 しない施設におけ る整備費用等を補 助対象経費に含め ていたもの
兵庫県	宝塚市	同	元、2	4億3099万	2億1549万	3933万	1966万	後年度の期間分の ライセンス費用を 補助対象経費に含 めていたもの
奈良県	大和郡山市	同	元、2	1億8460万	9230万	1221万	610万	大型提示装置の整 備費用を補助対象 経費に含めていた もの
愛媛県	八幡浜市	同	2、3	1億1770万	5885万	379万	189万	保守費用を補助対 象経費に含めてい たもの
計	5事業主体			17億8772万	8億9386万	1億0333万	5167万	